

必要書類作成要領

令和3年3月
(公財) 建築技術教育普及センター

外国大学等を卒業した場合の受験資格審査は、当該学歴が建築士法において学歴と認められる学校の卒業者と同等以上であることを確認します。

各学校種別における学歴要件は以下をご参照ください。

[【一級建築士の受験・免許登録時の必要単位数（学校種別）】](#)

[【二級建築士・木造建築士の受験・免許登録時の必要単位数（学校種別）】](#)

なお、上記URLの1単位あたりの授業時間数は、日本の大学の場合は、講義・演習は1単位15時間、実験・実習・実技は1単位30時間を目安として計算しています。

[必要書類作成について]

1. 卒業証明書（原本）及びその日本語訳
ご本人が日本語訳したもので問題ありません。
2. 単位取得証明書（原本）又は成績証明書（原本）及びその日本語訳
ご本人が日本語訳したもので問題ありません。
3. 様式1（受験資格確認表）の作成
学歴について確認するための表です。
4. 様式2（履修科目一覧表）の作成
履修科目分類表を確認しながら、単位取得証明書から建築に関する科目を様式2に記入してください。
5. 様式3（課程説明書の日本語訳）の作成
様式2に記入した科目の課程説明書（シラバス）の原本を日本語訳してください。
なお、課程説明書の原本を日本語訳した場合に、履修科目一覧表に該当するか読み取れない場合はご自身で実際に受けられた授業内容について加筆してください。
6. 様式4（必要書類の日本語訳等に関する誓約書）の署名
日本語訳した内容について、事実と異なる場合は、「合格の無効」又は「受験の無効」となります。

7. 証明書（原本）の返却について

外国大学の場合、証明書が1枚しか発行できない場合等があり、また、免許登録の際に必要となりますので、原則としてお返ししております。「レターパックライト（日本郵便）¥370-」を購入し、返却先の住所、氏名等をご記入のうえ、必要書類とともに提出してください。

8. 様式5（必要書類チェックシート）について

必要書類が揃わずに提出される方が散見されます。

必要書類が不足している場合、審査ができませんので「必要書類チェックシート」を活用し、提出してください。

[注意事項]

外国大学等を卒業した場合の必要書類は受験申込書類に添付してください。

また、申込後に受験申込者に対して提出書類の修正や不足する書類のやり取りが必要となる場合が多く、受験資格の確定まで2か月ほど要します。

証明書原本については、卒業された学校によって発行まで多くの日数がかかる場合があるようです。あらかじめご準備ください。

作成書類等の疑問点については、センターまでお問合せください。

[外国大学等を卒業した場合の受験資格に関する問合せ先]

（公財）建築技術教育普及センター 建築士試験受験審査班（外国大学係）

電話：03-6261-3310（代表）